

倫理委員会規程

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第4条(8), 第57条, 及び委員会規程に基づく倫理委員会(以下, 委員会という。)は, 本規程の定めるところによる。
- 2 委員会は, 「公益社団法人日本心理学会会員倫理綱領および行動規範」及び公益社団法人日本心理学会倫理規程に基づいて, 倫理に関する諸問題の検討及び処理を行う。
- 3 委員会は, 委員若干名で組織する。
 - 2 委員は, 正会員の中から常務理事会が推薦し, 理事長が委嘱する。
 - 3 委員の任期は1期2年とし2期を原則とする。
 - 4 委員長は, 常務理事の中から理事長が指名する。
 - 5 委員長の任期は, 常務理事の在任期間とする。
 - 6 委員長指名による副委員長を置き, 委員長を補佐する。
 - 7 委員長に事故があるときは, あらかじめ委員長が指名する委員が, その職務を代行する。
- 4 倫理問題の処理に関しては, 別に定める。
- 5 本規程の改正は, 理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は, 平成6年9月20日より施行する。
- 2 本規程は, 平成6年9月20日制定の社団法人日本心理学会倫理委員会規程を改正したものである。
- 3 本規程の改正は, 平成12年3月11日より施行する。
- 4 本規程は, 平成12年3月11日施行の倫理委員会規程を改正したものである。
- 5 本規程の改正は, 平成22年3月15日より施行する。
- 6 本規程は, 平成22年3月15日施行の社団法人日本心理学会倫理委員会規程を改正したものである。
- 7 本規程の改正は, 平成22年6月20日より施行する。
- 8 本規程は, 平成23年4月1日より施行する。
- 9 本規程の改正は, 平成27年6月21日より施行する。